

専決第6号

令和2年度門真市水道事業会計補正予算（第1号）について

令和2年度門真市水道事業会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

記

令和2年度門真市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度門真市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 既定の債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に次のとおり追加する。

事 項	期 間	限度額
コンビニ収納代行委託業務	令和3年度～令和7年度	千円 308

令和2年4月10日 専決

門真市長 宮本 一孝

令和2年度

門真市水道事業会計補正予算(第1号)
に関する説明書

債務負担行為に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの 支払義務発生(見込)額		当該年度以降の 支払義務発生予定額		左の財源内訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	給水収益等
コンビニ収納代行委 託業務	千円 308	-	千円 -	令和3年度 ～ 令和7年度	千円 308	千円 308